

札幌市地域防災計画

【大規模停電災害対策】

札幌市防災会議

令和5年3月

用語集

名称	意味
再生可能エネルギー	温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源。太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどがある。
コージェネレーション	天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。
分散型エネルギー	比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、大規模発電所で発電し各地域にエネルギーを供給する大規模集中型のエネルギーシステムに対する相対的な概念。 ①使用する創エネルギー機器の別、②電気・熱といったエネルギー形態の別、③機器単体か、複数機器の組合せでの使用別など、様々な形態が存在する。
都心エネルギープラン	札幌都心の低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと、その実現に向けた戦略を示す計画。 現在の都心部の建物の多くは、1972年の冬季オリンピックの開催に向けて、ほぼ同時期に建てられたものであり、今後、多くの建物の建て替えが進むと予測される。それに合わせて、新たなまちづくりと環境エネルギー施策を一体的に展開することにより、世界のモデルとなる低炭素で持続可能なまちづくりを進めていく。
札幌市気候変動対策行動計画	札幌市の気候変動対策をとりまとめた計画。 気候変動対策は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、起こり得る影響に対する、自然や人間社会の在り方を調整する「適応策」に大別される。 札幌市では、「緩和策」として2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年温室効果ガス排出量2016年比55%削減を掲げ、徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入拡大、移動の脱炭素化、資源循環・吸収源対策、ライフスタイルの変革・技術革新の5つの施策を設定し取組を進めていくこととしている。 また、「適応策」としては、自然災害、産業・経済活動・都市生活、健康、水環境・水資源、自然生態系、農業の分野について、起こり得る影響や取組について整理している。
札幌市水素利活用方針	次世代につながる持続可能な社会構築に取り組むため、温暖化対策や都市の強靱化などに資する水素エネルギーに対する考え方、2030年頃までの当面の取組方針をとりまとめたもの。
札幌市燃料電池自動車普及促進計画	水素エネルギーに対する市民等の理解促進を図るとともに、早期の水素ステーションの導入、燃料電池自動車(FuelCellVichicle:以下、「FCV」という。)の普及を促進することで、道内の水素需要を札幌から創出し、拡大することを目的としてとりまとめた計画。

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の適用範囲	1
1. 計画の適用範囲	1
2. 想定する大規模停電	1
第3節 関係機関の役割	2
1. 札幌市	2
2. 防災関係機関	3
3. 市民	3
4. 電気事業者	4
5. その他防災上重要な施設の管理者	4
第2章 災害予防計画	5
第1節 災害予防活動	5
1. 電力施設・設備における予防対策	5
2. 節電の対策	5
3. 備蓄の推進・促進	5
4. 非常用電源設備・燃料の確保	5
5. 次世代自動車の普及促進	6
6. 分散型エネルギー・再生可能エネルギー等の導入	6
7. 都心におけるエネルギーの供給環境の強化	6
8. 停電を想定した各種管理施設の整備	6
9. 緊急的電力供給に向けた重要施設等のリスト化	7
第2節 情報連絡体制	7
第3節 防災知識の普及及び防災訓練の実施	7
1. 職員に対する教育の実施	7
2. 防災訓練の実施	7
3. 市民等に対する防災知識の普及・啓発	8
第3章 災害応急対策計画	9
第1節 応急活動体制	9
1. 札幌市	9
2. 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	11

3. 防災関係機関.....	11
第2節 応急活動対策	12
1. 情報連絡・情報共有	12
2. 災害広報.....	13
3. 消防活動.....	13
4. 医療救護活動.....	13
5. 交通対策.....	13
6. 避難所対策.....	14
7. 節電対策.....	14
8. 応急電力対策.....	14
9. 電力設備の応急復旧対策	14
10. 給水対策.....	15
11. 石油燃料の確保対策.....	15
12. 防犯対策.....	15
第3節 応援派遣要請	16
1. 自衛隊	16
2. その他機関.....	17

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき定めた札幌市地域防災計画の事故災害対策編のうち、大規模停電災害対策計画についてまとめたものである。

札幌市内において大規模な停電災害が発生し、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図ることを目的に、災害予防計画、災害応急対策計画について定めるものとする。

第2節 計画の適用範囲

1. 計画の適用範囲

この計画は、札幌市内で発生する大規模停電とそれに伴う被害、生活支障等に適用する。

大規模停電災害は、札幌市及び他都市等の停電災害履歴から、地震や風水害(台風、強風、浸水)等、様々な自然災害や人為的な過失等に伴い発生する可能性が想定される。

2. 想定する大規模停電

この計画で想定する大規模停電は、次のとおりとする。

<想定する大規模停電>

- 地震に伴う電力施設の被災による大規模停電
- 台風、強風等に伴う倒木等により送電線が切断されたことによる大規模停電
- 河川氾濫等に伴う電力施設等の浸水による大規模停電
- その他、他の災害や事故、過失に伴い発生する大規模停電 等

第3節 関係機関の役割

大規模停電災害に係る防災関係機関等の主な役割は、次のとおりとする。

1. 札幌市

名 称	主 な 役 割
危機管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の総括に関する事 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関する事 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関する事 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関する事 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）、応援要請に関する事 6. 備蓄に関する事 7. 石油類燃料の供給に関する事 8. 避難所対策に関する事 9. 関係機関等との訓練の実施に関する事 10. その他、応急対策の実施に関する事
総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報等の総括と市民提供に関する事 2. 報道機関に対する情報の提供に関する事 3. 新聞・放送等による災害広報に関する事 4. 災害に関する相談、苦情等の処理の総合調整に関する事
デジタル戦略推進局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事
保健福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関、医師会等の医療関係団体、民間医療関係企業等との連絡調整及び支援要請に関する事 2. 医薬品、衛生資器材、血液等の調達等に関する事 3. 医療救護班の編成及び配備計画に関する事
環境局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物の処理計画に関する事 2. 災害廃棄物処理施設の整備に関する事 3. 次世代自動車の導入促進等に関する事
建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・公園の被害調査の総合調整に関する事 2. 道路・公園の応急対策の総合調整に関する事 3. 道路の交通対策に関する事
下水道河川局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川の被害調査の総合調整に関する事 2. 河川の応急対策の総合調整に関する事 3. 処理場、ポンプ場及び管路施設の機能保持に関する事
水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における飲料水の供給に関する事 2. 浄水施設及び送・配水施設の被害調査に関する事 3. 水質の検査に関する事
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火、救助、救急に関する事 2. 警戒区域の設定に関する事 3. 災害現場における緊急避難対策に関する事 4. 災害情報の収集及び報告に関する事 5. 災害広報に関する事 6. 火災原因調査に関する事
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区の区域における災害対策の総合調整に関する事

※災害対策本部等が設置された場合の役割は、札幌市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（平成10年3月訓令第2号）、同事務取扱要領によるものとする。その他、対策上必要とされる部局については、札幌市地域防災計画における責務を有する。

2. 防災関係機関

名 称	主 な 役 割
北海道経済産業局	1. 情報提供、節電要請等に関する事
北海道産業保安監督部	1. 電気事業法に基づく立入検査に関する事 2. 自主保安体制確立のための指導及び指示に関する事 3. 電気事故の原因究明と分析に関する事 4. 未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発に関する事
陸上自衛隊第11旅団	1. 災害派遣に関する救援活動に関する事 (自衛隊法に基づく自主判断による出動含む)
北海道警察本部	1. 被害情報の収集に関する事 2. 災害広報に関する事 3. 交通規制、緊急車両の誘導に関する事 4. 交通整理員の適切な配置に関する事 5. 被災者の救助、救護に関する事 6. 遺体の搬送、検視、検案に関する事 7. 災害現場の警戒活動による防犯対策に関する事 8. 住民等の避難誘導に関する事 9. 関係機関の行う災害応急対策及び復旧対策への援助に関する事
北海道(石狩振興局)	1. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 2. 被害情報の収集、伝達及び報告に関する事 3. 災害広報に関する事 4. 防災関係機関との連絡調整、必要な支援に関する事 5. 石油類燃料の供給に関する事 6. 患者・入所者の対応状況の確認及び必要な措置に関する事 7. 医療救護活動に関する事 8. その他、応急対策の実施に関する事
道路管理者(北海道開発局札幌開発建設部、空知総合振興局札幌建設管理部)	1. 管理道路の道路パトロールに関する事 2. 除雪や凍結防止剤散布による通行の確保に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 関係機関との道路情報の共有に関する事
河川管理者(北海道開発局札幌開発建設部、空知総合振興局札幌建設管理部)	1. 河川の被害調査の総合調整に関する事 2. 河川の応急対策の総合調整に関する事 3. ポンプ場等管理施設の機能保持に関する事
報道機関	1. 災害情報等の放送に関する事 2. 防災に関する知識の普及に関する事

3. 市民

名 称	主 な 役 割
市民	1. 備蓄に関する事 2. 災害情報の通報に関する事 3. 自主避難に関する事 4. 要配慮者等の避難活動の支援に関する事 5. 避難場所収容時の自主運営に関する事 6. 避難訓練等、自主防災活動への参加に関する事

4. 電気事業者

名 称	主 な 役 割
北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める防災業務計画に基づく災害予防措置に関する事 2. 電力設備の耐震性確保に関する事 3. 設備機構の多重化に関する事 4. 系統監視・制御システム等による電力供給システム全体としての対災性機能の確保に関する事 5. 関係機関と連携した防災訓練実施等、対策の有効性の確認に関する事 6. 災害広報に関する事 7. 別に定める防災業務計画に基づく災害応急対策の実施に関する事 8. 非常災害対策活動の実施に関する事 9. 関係機関及び他電力会社との連携協力体制の整備に関する事 10. 緊急的電力供給に関する事

5. その他防災上重要な施設の管理者

名 称	主 な 役 割
その他防災上重要な施設の管理者 (病院等医療機関、社会福祉施設等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の通報に関する事 2. 自主避難に関する事 3. 要配慮者等の避難活動の支援に関する事 4. 施設入所者、施設利用者等への情報提供に関する事 5. 施設入所者、施設利用者等の避難誘導に関する事 6. 防災計画等の作成に関する事 7. 避難訓練の実施に関する事 8. 非常用電源の整備及び燃料の確保に関する事

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防活動

1. 電力施設・電力設備における予防対策

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、北海道と本州を結ぶ連系設備の増設及び運転開始等、電力供給をより安定・確実なものとするための対策を講じてきたところである。

今後、さらなる電力施設及び電力設備の被害の軽減及び復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずる。

電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

また、災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

電気事業者による自主保安体制の確立に向け、北海道産業保安監督部は、電気事業法に基づく立入検査等を通じ、指導及び指示を行うものとする。

2. 節電の対策

札幌市、防災関係機関及び関係機関は、相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の節電対策を整備するものとする。

また、札幌市は、市民及び事業者に対して、各種省エネルギー技術の紹介や、広報誌・ホームページでの節電方法の啓発を通じ、日頃からの節電対策を促進する。

北海道経済産業局は、電力に関する需給状況を鑑み、情報提供、節電要請等必要な取組を行う。

3. 備蓄の推進・促進

札幌市は、冬季防寒対策のための備蓄を増強するものとし、避難場所への移動式灯油ストーブ、寝袋(高規格寝袋)、毛布等の備蓄を推進する。合わせて、市民に対して食料や飲料水はもとより市の特性に応じた冬季防寒用の防災用品についても、備蓄の促進を図るものとする。

4. 非常用電源設備・燃料の確保

札幌市は、市有施設やデータセンター等における非常用電源の整備及び燃料の確保に継続的に取り組むものとする。また、医療施設、宿泊施設、要配慮者の安全を確保するための施設等への非常用電源の導入を促進する。

防災関係機関は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておく、燃料の調達体制を整備するなど、停電時に対応できる電源を確保する。

5. 次世代自動車の普及促進

札幌市は、公用車について、「走る非常用電源」としての活用も念頭に、特殊車両等を除くすべての車両を次世代自動車に切り替えるよう、積極的な導入を推進する。さらに、次世代自動車を保有する自動車メーカー等との協定に基づき、次世代自動車から電力供給を行うなど、災害時の避難所等における一時的な電力需要の増加や多様な場所での電力需要に対し、機動的かつ柔軟に対応する。

このほか、市民等による災害時の電源確保に向け、次世代自動車等の普及促進を行う。

6. 分散型エネルギー・再生可能エネルギー等の導入

札幌市は、系統電力が遮断された場合にも、エネルギーの利用が可能となるよう、分散型エネルギーの導入について検討を進めるほか、自ら電気や熱を造り利用することができる再生可能エネルギーや未利用エネルギーの市有施設等への導入を推進し、学校への太陽光発電の設置、水道施設等への水力発電の設置、下水熱を活用した雪処理施設の整備等を行う。

このほか、「札幌市気候変動対策行動計画」や「札幌市水素利活用方針」、「札幌市燃料電池自動車普及促進計画」に基づき、市民等へのコージェネレーション機器や太陽光発電、EV・FCVの普及拡大や水素ステーションの整備等を図るものとする。

7. 都心におけるエネルギーの自立機能の強化及び供給継続

札幌市は、都心において大規模停電時における都市機能の維持継続のため、「都心エネルギープラン」に基づき、コージェネレーション等自立分散電源の導入や、非常時のエネルギー供給継続体制の強化を推進するものとする。

8. 高断熱・高气密な住宅・建築物である ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進

札幌市は、避難者や帰宅困難者への支援という観点から、より快適で省エネルギーな室内環境の確保に向けて、市有施設等の ZEB 化を進める。

このほか、市民等による災害時の室内環境の確保に向けて、ZEH や ZEB の普及促進を行う。

9. 停電を想定した各種管理施設の整備

札幌市は迅速な復旧に向け、特に大規模停電災害時においても廃棄物処理が可能となるよう、災害廃棄物処理施設の整備を検討する。

このほか、札幌市及び防災関係機関は、各組織の管理施設における大規模停電災害時に向けた機能保持について努めるものとする。

10. 緊急的電力供給に向けた重要施設等のリスト化

札幌市は、大規模停電災害時に電源車の配備等、電気事業者や防災関係機関等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設について、電力の供給及び復旧における優先順位を定めるとともに、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等の情報を収集・整理し、リスト化を行う。

このほか、防災関係機関は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第2節 情報連絡体制

札幌市、防災関係機関及び電気事業者は相互に連携し、災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定を締結するなど、大規模停電災害に向け、平常時から連絡体制を整備するものとする。

また特に、札幌市は、電気事業者との情報共有の強化を図るため、協定に基づく連絡体制を確立するとともに、北海道電力ネットワーク株式会社との緊急連絡体制(ホットライン)を整備する。

第3節 防災知識の普及及び防災訓練の実施

1. 職員に対する教育の実施

札幌市は、大規模停電災害の防止及び被害軽減に向け、的確な対応を行えるよう、市職員の予防対策、応急対策の理解促進に努める。

2. 防災訓練の実施

札幌市、防災関係機関及び電気事業者は相互に連携して大規模停電災害に備えた実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

なお、地震、風水害等他の災害を想定した訓練においても、同時に大規模停電災害が発生する複合災害の観点を踏まえた訓練の実施に努める。

3. 市民等に対する防災知識の普及・啓発

札幌市は、市民、企業、その他防災上重要な施設の管理者等に向けて、大規模停電災害に対する防災用品の備蓄や非常用電源設備の導入、再生エネルギー設備の導入について推奨し、啓発を行うものとする。

合わせて、札幌市及び防災関係機関は、通電火災といった大規模停電時に起こり得る事故等について周知を行う。

また、北海道産業保安監督部は、電気事故の未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

1. 札幌市

札幌市は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

なお、大規模停電災害に係る応急活動対策は本章で定めるものとするが、地震や風水害、雪害、原子力災害、その他停電以外の事故災害に伴い停電が発生する場合で、かつ大規模停電災害以外に係る対応が必要な場合は、市地域防災計画の各編の配備体制及び対応に準じるものとする。

表1 大規模停電災害における札幌市の配備体制

配備体制	配備基準	配備要員	活動内容
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で概ね 10,000 戸以上の停電が発生したとき ・社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生したとき ・大規模停電災害が長期に及ぶおそれがある場合 	危機管理局 総務局 デジタル戦略推進局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局 水道局 消防局 当該区	①停電に係る情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③広報 ④本部体制への移行準備 ⑤その他災害応急対策
災害対策本部 (第一配備～ 第三配備)	大規模停電災害に伴い多数の避難者や死傷者が発生し、さらに拡大のおそれがあるとき	概ね職員の 1/3以上	上記に加え ①災害対策本部の設置 ②その他の災害応急対策

■警戒配備

通常の体制・事務に基づき本部を設置せずに必要な部局に連絡を取り、対応する体制

■災害対策本部

全庁的な対応を必要とする場合の体制

※停電情報については以下のホームページ等で確認ができる。

【ほくでんネットワーク 停電情報】

http://teiden-info.hepco.co.jp/teiden_top.html

【ほくでんネットワーク LINE による停電情報のお知らせ】



LINE アプリで QR コードを読み取り、「友だち」追加

2. 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、災害対策基本法に基づき、電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、「防災業務計画」を策定し、両社一体となった体制を構築し、連携して災害対応を行う。

また、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を動員し、非常災害対策本部を設置して非常災害対策活動を実施する。このほか、大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

3. 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

第2節 応急活動対策

1. 情報連絡・情報共有

札幌市、防災関係機関及び電気事業者は、大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は図1のとおりとし、情報の連絡及び共有は、次により実施するものとする。

- ・札幌市、防災関係機関及び電気事業者は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ・札幌市、防災関係機関及び電気事業者は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ・札幌市、防災関係機関及び電気事業者は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- ・札幌市は、北海道電力ネットワーク株式会社との緊急連絡にあたっては、緊急連絡体制（ホットライン）を活用する。
- ・北海道電力ネットワーク株式会社は、目視による情報収集のほか、必要に応じ無人航空機による情報収集を行うものとし、札幌市との情報共有を行う。

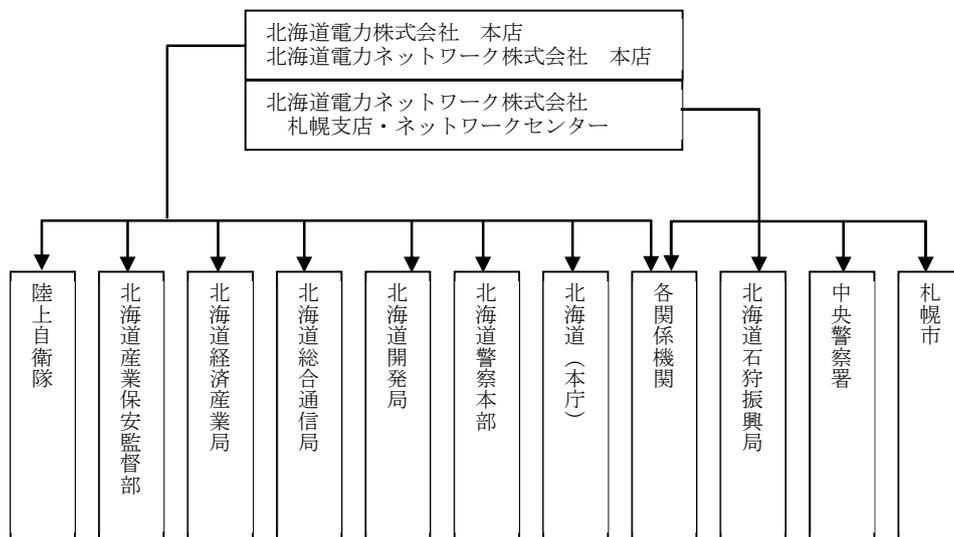


図1 情報連絡系統図

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、札幌市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、停電地域の住民に対して災害広報を行うものとする。

災害広報にあたっては、地震災害対策編第3章第3節「災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴」の定めによるほか、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

＜災害広報の内容＞

- ・ 停電及び停電に伴う災害の状況
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 停電の復旧の見通し
- ・ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

3. 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

- ・ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- ・ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ・ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

4. 医療救護活動

札幌市及び北海道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、地震災害対策編第3章第6節「応急医療・救護」の定めにより実施する。

5. 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、地震災害対策編第3章第8節「交通対策・緊急輸送」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行う。

- ・北海道警察は、信号機の機能停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。
- ・道路管理者は、ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

6. 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は地震災害対策編第3章第7節「避難」の定めるところにより実施する。

7. 節電対策

札幌市は、大規模停電発生時には、全庁をあげて節電対策に努めるとともに、市民等への節電対策について協力を呼びかけるものとする。

8. 応急電力対策

緊急的な電力供給に向け、北海道電力ネットワーク株式会社は、札幌市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ電源車等による緊急的な電力供給を行う。

また、札幌市は、災害対応の拠点となる庁舎や病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の重要施設における非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を平常時に収集・整理し、大規模停電災害時に円滑な燃料供給が行われるよう、燃料供給の体制を整備する。

通信機器等の充電対策について、札幌市及び防災関係機関は施設の特性などを考慮し可能な範囲で、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設、燃料電池自動車などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9. 電力設備の応急復旧対策

電気事業者は、大規模停電災害時の応急復旧作業の迅速化に向け、防災関係機関との連携の拡大に努めるものとし、電力設備等の復旧に関わる道路啓開や倒木等の除去について、札幌市と相互協力のための協定を締結する等、連携の強化を図る。

10. 給水対策

札幌市は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域(高台や集合住宅)への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、北海道開発局や近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

11. 石油燃料の確保対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、地震災害対策編第3章第4節「応援派遣要請」の定めるところによるものとする。

12. 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

第3節 応援派遣要請

救助、消火、危険物除去等の活動において、札幌市だけでは対応が困難な場合は、災害対策基本法及び応援協定等に基づき防災関係機関等に応援を要請する。

1. 自衛隊

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事(石狩振興局長)に対して要請事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で依頼し後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事(石狩振興局長)に依頼するいとまがないと認められるときは、直接指定部隊等の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

要請に際しては、公共性・緊急性・非代替性の3要件に留意する。

■自衛隊派遣要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の状況及び派遣を要請する事由② 派遣を希望する期間③ 派遣を希望する区域及び活動内容④ 派遣部隊が展開できる場所⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 |
|---|

2. その他機関

市長は、関係法令、応援協定に基づき必要とする関係機関に応援を要請する。

表2 主な協定等

協定等の名称	要請先・締結先	協定の概要内容
緊急消防援助隊	知事	全国の緊急消防援助隊の出動
北海道広域消防相互応援協定	北海道内各消防本部	●陸上応援: 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集・伝達、広報等の活動を行う隊)による応援活動 ●航空応援: ヘリコプターによる応援活動
大都市災害時相互応援に関する協定	東京都、政令指定都市	食糧・飲料水・物資、資機材、車両等の供給、応急復旧要員の派遣
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道内市町村	食糧、飲料水及び生活必需物資並びに供給に必要な資機材の提供とあつせん
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	(株)札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車(株)	大規模災害等により発生した多数の傷病者のうち、軽傷者搬送支援
防災管理体制に関する協定	地下鉄各駅と地下通路で連結する接続ビル等	地下鉄(南北・東西・東豊線)の各駅と地下通路で連結されている関係ビル等と災害時における市民の安全確保に関する相互支援
札幌圏防災関係機関連絡会(平成7年7月21日設置)○災害活動の連携に関する協議結果(平成8年11月策定)	【札幌圏】 札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町の5市1町 【関係機関】 陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察本部	1. 消火・救助・救急等の連携活動に関する事項 2. 災害時における情報の収集伝達に関する事項 3. 緊急物資の調達等に関する事項 4. ヘリコプターの効率的運用に関する事項 5. その他災害対策に関する事項
災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)札幌市医師会 (一社)札幌市歯科医師会 (一社)札幌市薬剤師会	医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣
災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	北海道電力ネットワーク株式会社	無人航空機による情報収集、情報共有
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社北海道事業部	災害時の情報共有、復旧における相互協力